

社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会 善意銀行貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、低所得世帯の一時的な生活費医療費等の生活資金の支出困難者に対して、必要な資金の貸付けを行い低所得世帯の更生と、福祉の増進を図ることを目的とする。

(貸付け対象者)

第2条 資金の貸付け対象となる世帯は、吉岡町に在住する低所得世帯とする。
ただし、行旅人等に対する貸付が生じたときは、社会福祉法人吉岡町社会福祉協会長(以下「会長」という)が特に必要があると認める場合はこの限りではない。

(貸付け要件)

第3条 資金は、次に掲げる条件をもって貸付けるものとする。

1. 貸付け限度額 200,000円
2. 貸付け利子 無利子
3. 貸付け期間 12ヶ月以内
4. 据置期間 1ヶ月
5. 返済方法 月賦または、一括返済
6. 延滞利子 年3.0%
7. 保証人 1名

(申し込み)

第4条 資金の貸付けを受けようとする者(以下「申し込み者」という)は、資金借入申込書(様式1号)を、会長に提出しなければならない。

(貸付け決定)

第5条 貸付けは、会長が決定する。

(貸付け金交付)

第6条 貸付けが決定したときは、申し込み者は借用書(様式2号)を会長に提出し、貸付け金の交付を受けるものとする。

(民生児童委員への報告)

第7条 会長は、貸付けをおこなったときは速やかに当該地区担当民生児童委員へその旨を報告しなければならない。

(調査)

第8条 会長は、必要があるときは貸付け金の使途状況につき、申し込み者の説明を求めまたは調査することができる。

(違反による返還)

第9条 貸付け金を受けた者がこれを他に転貸したり、その貸付けの主旨に反する行為があったとき、及び申し込み書の記載事項に相違があると認められた場合は、直ちに貸付け金の一部、または全部を返還せしめることとする。

(返還の減免)

第10条 貸付けを受けた者が、不慮の災害その他止むを得ざる理由により返還能力を欠いたと認められるときは、貸付け金の返還を減免することができる。

附則

1. この要綱は、平成元年9月1日より施行する。
2. この要綱は、平成3年4月1日に一部改正する。
3. この要綱は、平成13年10月1日に一部改正する。
4. この要綱は、平成25年1月1日より施行する。